平成２１年（フ）第１８４号
神戸市西区王塚台７丁目71―１―203
債務者　梅本　香織
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第１８５号
神戸市西区学園西町７丁目３―730―303
債務者　坂本のり子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第１９４号
神戸市西区押部谷町木幡２―71　県住４―107
債務者　井手香緒利
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第１９９号
兵庫県明石市松が丘５丁目１―10―407
債務者　大前　　恵
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第６９号
兵庫県朝来市新井678番地２
債務者　市橋　理恵
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第３５０号
奈良県大和郡山市額田部北町571番地１　中津ハイツＣ103号
債務者　坂本　宣彦
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１７７号
山口県下関市彦島福浦町２丁目８番13号、前住所山口県下関市彦島老町３丁目２番９号
債務者　岡本　直江
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１８５号
山口県下関市形山町８番22号　カーサ青山Ｃ―101号
債務者　本田　隆二
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１８６号
山口県下関市形山町８番22号　カーサ青山Ｃ―101号
債務者　本田　一美
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１９３号
山口県下関市菊川町大字田部562番地２
債務者　石津しのぶ
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第５４号
佐賀県唐津市浜玉町東山田935番地12、前住所佐賀県唐津市湊町240番地１
債務者　原田吉三郎
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第５５号
佐賀県唐津市浜玉町東山田935番地12、前住所佐賀県唐津市湊町240番地１
債務者　原田サダ子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第６５号
佐賀県唐津市南富士見町７番11号
債務者　田中美佐子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第６７号
佐賀県唐津市相知町千束1711―５　佐藤佐喜男方、住民票上の住所佐賀県唐津市石志2942番地19、前住所佐賀県唐津市久里1393番地１　フェリックスコートＡ―22号
債務者　松下　匡人
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第２６９号
青森市大字飛鳥字塩越92番地33
債務者　溝江　　大
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７号
兵庫県三田市すずかけ台４丁目７番地　１番館402号
債務者　後　　良夫
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６８７号
神戸市東灘区魚崎南町５丁目12番10号、従前の住所神戸市中央区中山手通６丁目１番９号
債務者　井上眞起子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６８９号
神戸市長田区二葉町７丁目１番８号　二葉荘11号、従前の住所兵庫県丹波市柏原町柏原2699番地１
債務者　森本　一郎
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部